

争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部 後藤 繁 執行委員長から、令和元年6月5日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和元年6月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

夏期一時金に関する事項等

2 争議行為の日時

令和元年6月24日（月）午前0時から、本件の完全解決に至るまでの期間

3 争議行為の場所

組合員が従事する全職場

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1) 水戸赤十字病院 | 水戸市三の丸3-12-48 |
| 2) 古河赤十字病院 | 古河市下山町1150 |
| 3) 茨城県赤十字血液センター | 東茨城郡茨城町桜の郷3114-8 |
| 4) 茨城県支部乳児院 | 水戸市小吹町2673-1 |

4 争議行為の概要

上記3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為